

# 衆議院文部科学委員会ニュース

平成 26.6.6 第 186 回国会第 22 号

6 月 6 日（金）、第 22 回の委員会が開かれました。

## 1 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第 80 号）

- ・萩生田光一君外 3 名（自民、民主、維新、みんな）提出の修正案について、提出者笠浩史君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・原案及び修正案について、下村文部科学大臣及び政府参考人並びに提出者萩生田光一君（自民）及び笠浩史君（民主）に質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・原案及び修正案に対し、宮本岳志君（共産）、吉川元君（社民）が討論を行いました。
- ・修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。  
（賛成一自民、民主、維新、公明、みんな、結い、生活、山口壯君（無） 反対一共産、社民）
- ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。  
（賛成一自民、民主、維新、公明、みんな、結い、生活、山口壯君（無） 反対一共産、社民）
- ・笠浩史君外 2 名（民主、結い、生活）から提出された附帯決議案について、笠浩史君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。  
（賛成一自民、民主、維新、公明、みんな、結い、生活、山口壯君（無） 反対一共産、社民）

（質疑者及び主な質疑内容）

### 馳 浩君（自民）

- ・本修正案の書きぶりは学長の主体性を弱めないかと懸念しているが、そうではないことを大臣に確認したい。

### 稲 津 久君（公明）

- ・現行の学校教育法上、教授会が教員人事を行うことは認められているのか、また、改正後においてはどうか、文部科学省に伺いたい。

### 細 野 豪 志君（民主）

- ・修正議決した場合、修正部分について、施行通知はいつ頃どのような内容で発出するのか、大臣に伺いたい。
- ・大学教員の身分は不安定なものであることを踏まえ、教員の解雇等に係るプロセスにおいては教授会の意見を聴くことが必要であると考え、大臣の見解を伺いたい。

### 鈴木 望君（維新）

- ・中央教育審議会の「審議まとめ」の記述と比較して、教授会の審議が学長の決定に及ぼす影響が小さくなった懸念があるが、文部科学省の見解を伺いたい。

- ・本法律案により学校教育法第93条第3項に定められる「教育研究に関する事項」に、学部移転の土地選定等は含まれるのか、文部科学省の見解を伺いたい。

### 柏 倉 祐 司君（みんな）

- ・本法律案は、沖縄科学技術大学院大学のプロボストのような学長を支える副学長の設置を各大学に義務付けるものか、文部科学省の見解を伺いたい。
- ・国立大学の学長が国の方針に従わない場合、その学長を解任することが可能か、文部科学省の見解を伺いたい。

### 井 出 庸 生君（結い）

- ・本修正案の趣旨は学長と教授会との間の意思疎通の強化を図ることにあるのか、提出者に見解を伺いたい。
- ・教職員の意向投票により学長候補者を3名に絞り込んだ中から学長選考会議において学長を決定する信州大学の学長選考方法は適切と言えるのか、文部科学省に伺いたい。

### 宮 本 岳 志君（共産）

- ・国立大学法人の学長選考について、政府の意向に沿っ

たミッション達成にふさわしい基準を設け、学外委員が半数を占める学長選考会議で決定すると、大学の自主的判断が歪められるのではないかと、大臣の見解を伺いたい。

- ・国立大学法人の学長選考会議や経営評議会の学外委員に中央省庁から転じた者等が就任することで大学の自主的判断が阻害される懸念について、大臣の見解を伺いたい。
- ・本法律案は経済界の要望をそのまま反映させているものなのではないかと、大臣の見解を伺いたい。

## **青 木 愛君（生活）**

- ・大学の基盤的経費や競争的資金の間接経費等によっていわゆる学長裁量経費を拡充することで学長のリーダーシップを強化させることについて政府の見解を伺いたい。
- ・本修正案における学長が教授会に意見を聴くとあらかじめ定める事項に、教育課程の編成や教員の教育研究業績の審査が含まれることの確認及びこれら以外に想定される事項について、提出者に伺いたい。

## **吉 川 元君（社民）**

- ・現行の各大学の学内規則中、教授会の議決に係る規定が、本法律案による改正後に違法とならないための要件を伺いたい。
- ・本法律案の学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号における教育研究に関する重要な事項と同第 3 項の教育研究に関する事項の区分の仕方を伺いたい。
- ・国立大学法人の経営協議会の学外委員について、非常勤で十分な情報を得られない者が多いという状況の改善に取り組むのではなく、単に人数を経営協議会の過半数とした理由を伺いたい。